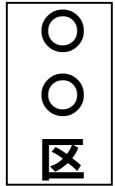


ごみ処分計画表

- (1) ごみは、可燃物、不燃物、びん、かん、ペットボトル、水銀使用製品廃棄物（蛍光管、水銀体温計、水銀血圧計等）、処理困難物（*）に分別し、ごみ袋に別々に入れる。
- (2) リサイクル対象となる家電（*）は回収しない。また、清掃センターでは処理できません。
- (3) 運搬車両は各区でご用意ください。（フロントガラスに区名を表示）
※ごみ運搬車両以外の上場はご遠慮ください。
- (4) 重点実施日の令和4年11月20日（日）は、清掃センターでのごみの受け入れを行います。



〈開放時間：午前9時00分から午前11時30分まで〉

- (5) 回収できない不法投棄物（原則として道路沿いのもののみとし、民地内は除く）は、区長を通して別紙「不法投棄物報告書」にて環自協事務局（環境企画課）へ報告してください。

~~~~~

### \*処理困難物

※処理困難物は、処理施設前の広場で分別しておろしてください。

廃油・塗料・農薬、ガスボンベ、建築廃材、機械部品、消火器、  
農機具・自動車部品、タイヤ、バッテリー、バイク  
ウッドデッキ、除湿機（フロン入り）、珪藻土マット（安全性が不明なもの）、  
リチウム電池、二次電池、コンクリートガラ、がれき

### \*リサイクル対象の家電

※清掃センターでは回収できません。

テレビ（ブラウン管、プラズマ、液晶）、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、  
エアコン

「ごみ一掃作戦は地域内に投棄されたごみを一掃する活動です」

～家庭ごみの清掃センターへの搬入はご遠慮ください～